

社会保険等加入促進対策に係る手続きの流れ

社会保険等加入促進対策の対象となる工事のうち、平成 30 年 4 月 1 日以降に公告、指名通知、又は見積依頼を行った工事については、次の手順に従って手続きを行います。

「社会保険等加入促進対策に係る手続きフロー図」もご参照ください。

①社会保険等の加入状況の確認（監督部署）

- ・監督部署は、元請負人に対し対象工事であるか確認します。
対象工事の場合、監督部署は施工体制台帳等^{*}で社会保険等の加入状況を確認します。
- ・施工体制台帳等の確認は、当初及び下請負人の追加・変更があった場合に行います。
- ・社会保険等未加入建設業者（以下「未加入業者」）が確認されなければ以下の手続きは不要です。

※施工体制台帳等とは、施工体制台帳(参考資料①-1)・再下請負通知書(参考資料①-2)を指します。

②社会保険等未加入状況報告書の提出（元請負人→監督部署）

- ・元請負人は、下請負人に未加入業者がある場合「社会保険等未加入状況報告書」（様式 1）を監督部署に提出します。

（注）（様式 1）は電子データも併せて提出してください。

③工事担当課と公共施設・事業調整課へ書類送付

（監督部署→工事担当課と公共施設・事業調整課）

- ・監督部署は、「社会保険等未加入状況報告書」（様式 1）及び該当する施工体制台帳等の写しを工事担当課と公共施設・事業調整課に送付します。

（注）（様式 1）は電子データも併せて提出してください（提出先：za-ykokyo@city.yokohama.jp）。
なお施工体制台帳等は元請から当該下請負人までの一連の書類としてください。

（参考）二次下請負人 C 社が未加入業者の場合の提出書類の例
①社会保険等未加入状況報告書（様式 1）／電子データも
②元請負人 A 社と一次下請負人 B 社の施工体制台帳の写し
③一次下請負人 B 社と二次下請負人 C 社の再下請負通知書の写し

④社会保険等の加入が確認できる書類の請求（工事担当課→元請負人）

- ・工事担当課は、「下請負人における社会保険等の加入確認できる書類の提出について（請求）」（様式 2）を元請負人に交付し、加入確認の猶予期間内（請求日から原則 1 か月以内 [※ 1]）の加入を促します。

⑤社会保険等の加入が確認できる書類の提出（元請負人→工事担当課）

- ・元請負人は、加入確認の猶予期間内（原則1か月以内）に、「下請負人における社会保険等の加入が確認できる書類の提出」（様式3）を工事担当課へ提出します。
- ・工事担当課は、加入状況の確認（参考資料②～⑨参照）を行います。
- ・書類が提出され加入が確認できた場合は⑥へ
書類が未提出の場合は⑦へ

⑥加入確認を連絡（工事担当課→公共施設・事業調整課）

- ・工事担当課は、「下請負人における社会保険等の加入が確認できる書類の提出」（様式3）の写しを公共施設・事業調整課に送付します。
（注）添付資料の提出は不要です。（様式3）の写しのみ提出してください。
- ・加入確認の猶予期間内に社会保険等の加入が確認できたため、指名停止等の措置は行いません。以下の手続きは不要です。

⑦特別事情申請書の提出（元請負人→工事担当課）

- ・元請負人は、加入確認の猶予期間内（原則1か月以内、期間が延長された場合はその期間内）に、「特別事情申請書」（様式5）を工事担当課へ提出します（〔※2〕）。
- ・書類が提出された場合は⑧へ
書類が未提出の場合は⑨へ

⑧特別の事情があると認められるか公共施設・事業調整課が判定

（工事担当課→公共施設・事業調整課→工事担当課）

- ・工事担当課は、「特別事情申請書」（様式5）の写しを公共施設・事業調整課に送付します。
- ・公共施設・事業調整課は、特別の事情があると認められるかを判定し、その判定結果を（様式6）により工事担当課に通知します（〔※2〕）。
- ・特別の事情が認められる場合は⑩へ
特別の事情が認められない場合は⑨へ

⑨未加入業者の報告（工事担当課→契約第一課、監督部署と公共施設・事業調整課）

- ・工事担当課は、「下請負人における社会保険等未加入業者について（報告）」（様式4）と該当する「施工体制台帳等」の写しを、契約第一課、監督部署と公共施設・事業調整課へ送付します。

⑩未加入業者を通報（公共施設・事業調整課→建設業許可部局）

- ・公共施設・事業調整課は、建設業許可部局に対し社会保険等未加入建設業者を通報します。

- ・特別の事情が認められている場合は以下の手続きは不要です。

⑪指名停止又は警告（契約第一課）

- ・契約第一課は、元請負人に対し指名停止又は警告措置を行います（〔※3〕）。
- ・契約第一課は、指名停止又は警告措置を行った事を監督部署に通知します。

⑫工事成績減点（監督部署）

- ・監督部署は、法令遵守の項目で工事成績評定を減点します（〔※3〕）。

〔※1〕提出期間の延長

加入確認の猶予期間は原則1か月以内とします。ただし請負人が当該下請負人に適切に加入指導を行っているなど、相当の理由があると発注者が認める場合は、二次下請負人の場合は最大2か月、三次以下の下請負人の場合は最大3か月に延長することができます。

【二次以下の下請負人が未加入業者であった場合】

①期間延長申請書の提出（元請負人→工事担当課）

元請負人は、（様式7）を工事担当課に提出します。

②提出期間の延長を通知（工事担当課→元請業者）

工事担当課は、（様式8）にて通知します。

〔※2〕特別の事情

下請負人が未加入業者で、かつ特別の事情がある場合は、「特別事情申請書」を発注者に提出すれば、発注者がその是非を判断します。

特別の事情として次のようなケースが考えられます。

(1) 災害等による応急復旧工事や、特殊な技術、機器・設備等を有する業者と下請契約しなければ目的を達することができない場合

(2) 未加入業者が二次以下の下請負人であって、元請負人が当該下請負人に、書面等により適切に加入指導を行ったにもかかわらず、加入しなかった場合

ただし、上記(2)を特別の事情とするのは平成30年度中の時限的措置とし、平成31年3月31日までに契約する工事を対象とします。

〔※3〕指名停止又は警告措置

元請負人に対して、未加入業者が一次下請負人であれば1か月の指名停止措置を行い、二次以下の下請負人であれば書面による警告を行います。

また併せて、工事成績評定点を減点します。